

川西市 国民健康保険

資格確認書

資格情報のお知らせ 交付について

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお届けします。令和7年8月1日以降に医療機関等を受診する場合は、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード＝「マイナ保険証」の利用登録状況に応じて、マイナ保険証が資格確認書をご提示ください。

マイナ保険証利用登録済みの方

「資格情報のお知らせ」を交付しています。

医療機関等では**マイナ保険証**を提示してください。

顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証が利用できない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせをセットで提示してください。

資格情報のお知らせだけでは受診などはできません。

マイナンバーカード未所持の方 マイナ保険証利用未登録の方



「資格確認書」(若竹色)を交付しています。

令和7年8月1日以降、医療機関等では**資格確認書**を提示してください。

有効期限は令和8年7月31日です。

マイナ保険証利用未登録であれば毎年更新予定です。

注 意

- 資格確認書または資格情報のお知らせは、世帯ごとに同封し、**世帯主宛**に発送しています。マイナ保険証の利用登録状況により、**世帯内で交付種類が異なる場合があります**のでご注意ください。世帯内で交付種類が異なれば別の封筒に分かれて発送となります。
- 69歳以下で資格情報のお知らせが交付されている方は、資格情報に変更がない限り原則改めて交付はしませんので、大切に保管ください。**
- 今回の更新では、マイナ保険証の利用登録状況は5月29日時点の加入者情報に基づき判断しています。**5月30日以降に国民健康保険に加入された方については、一律資格確認書を交付していますのでご了承ください。**

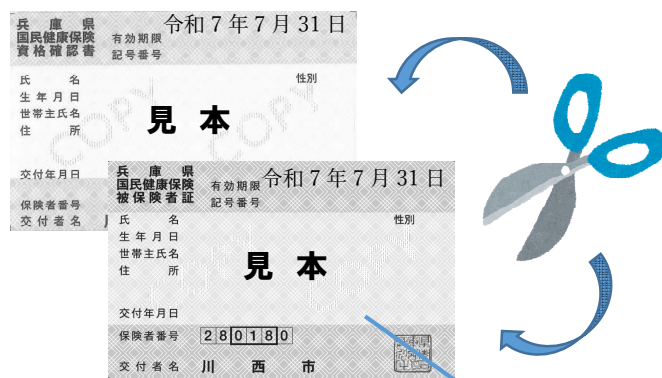
- 視覚障がい者用点字シール（資格確認書であることを示すもの）を用意していますので、必要な場合はご連絡ください。
- 性同一性障がいと診断された方で、資格確認書または資格情報のお知らせの氏名表記についてご相談がある場合はご連絡ください。
- 同封のジェネリック医薬品希望シールは、資格確認書などに貼付できます。

被保険者証の有効期限到来について

現在お持ちの被保険者証または資格確認書（空色）は、令和 7 年 7 月 31 日で有効期限切れとなります。有効期限が到来した**被保険者証または資格確認書（空色）などは、返還不要**ですので破棄してください。

令和 7 年 8 月 1 日以降に医療機関等を受診する場合は、**マイナ保険証か資格確認書（若竹色）を提示してください。**

令和 6 年 12 月 2 日以降、従来の保険証の新規発行は終了していますので、今後はマイナ保険証の利用登録状況に応じて資格確認書または資格情報のお知らせを発行します。



新しい資格確認書または資格情報のお知らせについて

- ① 新しい資格確認書または資格情報のお知らせは、**令和 7 年 6 月 30 日時点の情報**に基づき作成しています。7 月 1 日以降に資格喪失・住所変更等の手続きをされた方は、手続き前の情報で資格確認書または資格情報のお知らせが送付されています。資格確認書については、お手数ですがご返却をお願いします。誤って使用した場合、医療費を返還していただく可能性があります。
- ② 資格確認書及び資格情報のお知らせ（※）の有効期限は令和 8 年 7 月 31 日ですが、下記に該当する方は有効期限が短くなっています。

令和 8 年 7 月 31 日までに 75 歳に到達される方

後期高齢者医療制度への移行のため、有効期限が 75 歳の誕生日前日までとなっています。

他市区町村に住民票がある学生

有効期限が卒業予定年月日となっています。
有効期限以後の健康保険については、改めて案内文書を送付します。

70 歳・75 歳到達を控えた被保険者がいる世帯

年齢到達により医療費の自己負担割合が変更になる可能性があるため、誕生月に基づき有効期限を設定している場合があります。

（※）**69 歳以下の方の資格情報のお知らせには有効期限の記載はありません。**70 歳以上の方の資格情報のお知らせには有効期限が記載されており、有効期限到来時に更新予定です。

- ③ 医療費の自己負担割合（一部負担金）は、義務教育就学前の方は 2 割、義務教育就学以上 69 歳以下の方は 3 割、70 歳以上の方は前年中の所得によって 2 割または 3 割となっています（3 ページ目参照）。
- ④ **69 歳以下で既に資格情報のお知らせが交付されている方は、資格情報に変更がなければ今回交付していません。**現在お持ちの資格情報お知らせをそのまま保管ください。

70 歳以上の方の医療費の自己負担割合(一部負担金)について

70 歳以上の被保険者の資格確認書または資格情報のお知らせには、医療費の自己負担割合（一部負担金）及びその発効期日が記載されています。

- ・自己負担割合は、その方の世帯の前年（令和 6 年）中の所得に応じたものとなります。
- ・自己負担割合は毎年見直しを行い、8 月から翌 7 月までを前年中所得によって決定します。そのため、70 歳以上の方は資格情報のお知らせについても毎年更新予定です。
- ・世帯構成の変動や、所得更正などにより負担割合が変更になる場合は、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを送付いたします。世帯員の 70 歳・75 歳到達などにより負担割合の変更が予測されている場合、あらかじめ有効期限が短くなっている場合があります。

70 歳以上の方の自己負担割合判定方法

3 割負担

- ① 住民税課税標準額(※1) 1 4 5 万円以上の 7 0 歳以上の国保加入者がいる世帯
かつ
- ② 世帯内の 70 歳以上の国保加入者全員の基準総所得(※2)の合計額が 210 万円超
かつ
- ③ 70 歳以上 74 歳以下の国保加入者が 1 人の場合は収入 383 万円以上、70 歳以上 74 歳以下の国保加入者が 2 人以上の場合は合計収入 520 万円以上

2 割負担

左記以外の人

※1 住民税の計算において、収入額から必要経費・各種所得控除を差し引いたあとの金額

※2 総所得－基礎控除額（43 万円）

上記の判定方法で 2 割になると思われるにもかかわらず、3 割と記載されている方は、国民健康保険課賦課担当までお問い合わせください。

さらに詳しく
(市ホームページ) →



国民健康保険を脱退される方へ

下記の場合は、国民健康保険をやめる（資格喪失）手続きが必要です。



↑ 社会保険加入による
国民健康保険の脱退
(LoGo フォーム)

社会保険に加入した

…＜電子申請により手続きする場合＞

社会保険資格確認書または資格情報のお知らせ
(新しく社会保険に加入した人全員分) をご準備の上、
右記二次元コードから手続きを行ってください。

＜来庁により手続きする場合＞

持ち物：国民健康保険資格確認書、
社会保険資格確認書または資格情報のお知らせ
(新しく社会保険に加入した人全員分)

川西市外へ転出した

…来庁により手続きをお願いします。

持ち物：国民健康保険資格確認書

国民健康保険の脱退は郵送にて手続きすることも可能です。ご希望の場合は、川西市ホームページで様式をダウンロードするか、国民健康保険課（☎740-1170）へお問い合わせください。

マイナ保険証利用登録解除・資格確認書交付申請について

マイナ保険証利用登録を解除し資格確認書の交付を受けたい場合や、下記の理由により資格確認書の交付を希望される場合は、申請が必要です。

マイナ保険証利用登録を解除したい

…持ち物：本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのもの）

申請者本人以外の登録解除を行いたい場合は委任状の記載と解除希望者の本人確認書類の写しが必要です。

理由により資格確認書が必要

…①マイナンバーカード紛失または更新中

②マイナンバーカード返納予定

③高齢者や障害者等介助者が補助する必要がある

上記以外の理由では原則申請できません。申請を希望する場合は国民健康保険課にご相談ください。

川西市役所 国民健康保険課

〒666-8501 川西市中央町12番1号

賦課担当 1階 10 番窓口 電話072-740-1170